

社会教育の在り方に関する特別部会 審議事項1に関する意見の整理(令和7年3月)における  
主な指摘事項

## 【社会教育主事・社会教育士の役割と講習内容の整理の視点】

- 社会教育主事と社会教育士の異なる役割に応じた養成の改善方策を検討する必要。
- 社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台(1階)に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。

その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。

## 【社会教育士の称号の取得のしやすさの視点】

- 社会教育士の称号取得が容易になるような段階的な仕組みの検討が必要。

学習計画や  
学習内容の  
立案・編成は  
社会教育士  
にとって  
有意義

他方、例えば  
社会教育関  
係団体の育  
成や、多様な  
分野とのつな  
ぎ等に関して  
講習でどこま  
で対応可能か

期待される役割

求められる能力・知見

役割の方向性  
今後期待され  
れる

### 社会教育主事

#### 地域全体の 学びのオーガナイザー

=社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

### 社会教育士

#### 各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

=社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

**行政としての専門的知見**(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関する知見など)

首長部局、民間企業、NPOなどの活躍の場において必要な**各分野の専門的知見**

社会教育の基本的な知見(社会教育行政に関するものを含む)は社会教育士にも必要

社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、  
③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を發揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

**各分野における専門性と社会教育の知見**を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

※ 薄緑の吹き出しが、  
本資料での追加部分

(出典)「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について」(令和6年6月 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会最終まとめ)

## 講習の枠組みの方向性に関する主な意見

### 【社会教育主事・社会教育士の役割と講習内容の整理の視点】

- ・社会教育主事が社会教育士のハブの役割を担うことを踏まえれば、社会教育主事は社会教育士でもあるとの制度設計とすべき。
- ・社会教育人材は三層でとらえるべき。具体的には、①称号を本業に直接的に生かす層(社会教育主事、公民館主事、指定管理者や社会教育関連NPOの職員等)、②称号を本業で副次的に生かす層(地域連携担当教員等)、③仕事以外の地域活動等で生かす層。
- ・学びや地域づくりに関する、より現場で必要な内容から始め、最終的に、行政の専門職としての社会教育主事向けの学習にたどり着くという構成とすれば、社会教育主事の専門性がより見えやすくなる。
- ・地域コミュニティの社会基盤として社会教育があると考えると、社会教育行政を核とした社会教育のとらえ方を根幹に据えるべき。
- ・社会教育士の養成においても、法律や計画など行政の仕組みや、社会教育行政の役割をある程度理解することが重要。
- ・養成段階で学びうる内容は限定的。1階部分は現行の8単位を維持し、現職研修を2階として位置付けることも考えられる。
- ・社会教育経営論の一部を主事向けにし、それ以外は社会教育演習を含めて社会教育士と共にはどうか。
- ・教員籍以外の行政職員にとっても、社会教育士の称号を、より取りやすく、より活用したいと感じられる養成の在り方とすべき。
- ・平成29年8月31日「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」で示された社会教育主事が身につけるべき6つの資質・能力(次頁参照)は、社会教育主事を前提に検討されたものだが、これを踏まえて検討すべきではないか。

### 【社会教育士の称号の取得のしやすさの視点】

- ・受講生の負担を軽減し、称号を取得しやすくするため、柔軟な提供方法(オンラインや土日・夜間開催の促進のほか、委嘱講習実施機関の増加など)が望まれる。
- ・社会教育士の称号取得に必要な講習の単位数を減らせば、受講や称号の取得はしやすくなる。他方で、称号をとる意義や社会教育士に対する信頼など、質を維持向上する観点からは、単位数の削減は慎重に判断する必要がある。
- ・単位数を減らさなくとも、社会教育地域での活動実績等、生涯学習の成果を単位認定する仕組みがあれば、社会教育士の称号を取得しやすくできるのではないか。
- ・受講資格の緩和も検討課題ではないか。

### 【講習前後の在り方】

- ・現職研修は重要。称号取得後、実践を経てフォローアップ研修を受講する等、実践と省察の往還により資質能力を高める仕組も必要。
- ・〔再掲〕1階部分は現行の8単位を維持し、現職研修を2階として位置付けることも考えられる。
- ・現職研修等において、大学が学問的に裏打ちされた実践の省察を行うという仕組みがあるとよい。
- ・社会教育の裾野を広げる目的に関しては、講習自体の単位数を減らすよりも、より平易な入門的講習を別途行うこと等も考えられる。加えて、(社会教育士の称号保有というレベルよりも、)更に高度な専門人材を養成する仕組みの検討も視野に入れてはどうか。

# これまでの主な意見等②

## 行政内外を問わず共通に求められる社会教育の専門性に関する主な意見

### 【総論的な内容】

- ・社会教育の必要性、意義、役割などの基礎的な知識（共生社会の視点等を含む）
- ・教え合い育ち合う、学び合う、教え育つ、相互に学ぶといった社会教育の教育観（支援する側/される側と二分するのではなく「共に学ぶ」という価値観）
- ・協働学習を支える対人支援の力量、学びあうコミュニティをコーディネートする力、組織学習のマネジメント力（協働をデザインする力としてのコーディネート能力やファシリテーション能力、多くの人に共感的に伝えられるプレゼンテーション能力）

### 【各論的な内容】

- ・社会教育に関する法律や計画等の行政の仕組みの概要
- ・DX、ダイバーシティ等の現代的な課題に関する知識
- ・情報発信のための知識技術

### 【学び方】

- ・演習的な要素は必要
- ・ネットワークに資するような繋がりがある学び方であるべき
- ・（特に上記の総論的な内容を習得する上で必要な）実践と省察の往還

## 行政職員である社会教育主事として求められる専門性に関する主な意見

- ・学校運営協議会や地域学校協働活動といった、学校と地域の関係性に重点を置いた活動プログラムを企画・立案する演習
- ・施策のアウトカムを測定するためのデータ分析スキル
- ・社会教育士や地域福祉コーディネーター、あるいは家庭子ども支援センターの相談員等、市民をコーディネートするコーディネーターを束ね、組織と組織を繋いで横串を刺すような役割を担う知識・技術

## 養成課程に関する主な意見

- ・社会教育の基本的な理解を身につけるとともに、多様な領域での活躍を見据えた学習が望ましい。
- ・養成課程の在り方は、時間をかけて、より丁寧に検討する必要がある。

### 【参考1】社会教育主事が身につけるべき資質・能力

（「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（平成29年8月）より）

- ①生涯学習・社会教育の意義など教育上の基礎的知識
- ②地域課題や学習課題などの把握・分析能力
- ③社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- ④多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- ⑤学習者の特性に応じてプログラムを構築する  
学習環境設計能力
- ⑥地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

### 【参考2】社会教育経営論の目的と主な内容

多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る。

- ・社会教育行政と地域活性化
- ・社会教育行政の経営戦略
- ・学習課題の把握と広報戦略
- ・社会教育における地域人材の育成
- ・学習成果の評価と活用の実際
- ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成
- ・社会教育施設の経営戦略 等

## 【社会教育主事の職務（社会教育法第9条の3）】

- 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督はしてはならない。
- 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

## 講習科目・テーマ

## 社会教育行政の機能

## 社会教育主事の役割

地域づくり  
住民が主体的に地域課題の解決や、地域づくりに向けた行動ができるよう、学びを通じて支援する。

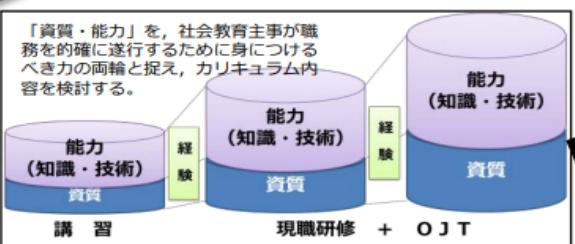
人づくり  
住民が地域で主体的に教育・学習活動に取り組むことができるような環境を醸成し、個人の自立に向けた意識を高め、社会に参画する人材を育成する。

ネットワークの構築  
関係者相互の連携・協働のネットワーキングとコーディネーションに関わる支援

課題解決支援や組織化支援への対応  
・住民間の意識共有支援  
・住民の力の結集支援

個人の要望や社会の要請への対応  
・知識・技術の習得支援  
・意識・態度の変容支援

「資質・能力」を、社会教育主事が職務を的確に遂行するために身につけるべき力の両輪と捉え、カリキュラム内容を検討する。



## 身につけるべき資質・能力

社会教育の視点から社会を見通し、新たな課題に対応する資質・能力を養成する。

## 基礎基盤的な知識

- ①生涯学習の意義と生涯学習社会の構築に関する知識
- ②社会教育の意義と特性に関する知識
- ③学校教育に関する知識（「学校と地域の連携・協働の推進に関する知識」を含む）
- ④家庭教育に関する知識
- ⑤社会教育に関連する法律・答申に関する知識
- ⑥社会教育の内容・方法と指導者に関する知識

- ⑦社会教育行政の戦略的・計画的展開に関する知識
- ⑧社会教育施設経営に関する知識・技術
- ⑨社会教育の諸計画・施策・事業の企画立案に関する知識・技術
- ⑩社会教育事業の評価実施に関する知識・技術
- ⑪社会教育事業の企画提案に関する知識・技術
- ⑫地域課題の解決に取り組む人材育成に関する知識・技術
- ⑬学習成果の認証・活用に関する知識・技術
- ⑭地域課題の把握・分析に関する知識・技術
- ⑮学習課題や学習要求の把握・分析に関する知識・技術
- ⑯教育資源の把握・分析に関する知識・技術
- ⑰広聴・広報に関する知識・技術

- ⑱マルチステークホルダーとの連携・協働に関する知識・技術
- ⑲学校・家庭・地域の連携・協働に関する知識・技術
- ⑳社会教育の手法が有効な領域との連携・協働に関する知識・技術
- ㉑住民・団体等の組織化支援に関する知識・技術
- ㉒社会教育主事としてのリーダーシップに関する知識・技術
- ㉓社会教育を行う者への助言・指導に関する知識・技術

- ㉔学習者の特性に関する知識・技術
- ㉕地域課題の学習課題化に関する知識・技術
- ㉖学習プログラムの企画立案に関する知識・技術
- ㉗学習の場の設計・展開に関する知識・技術

- ㉘意識・行動変容を促す学習支援に関する知識・技術
- ㉙ワークショップによる学習支援に関する知識・技術
- ㉚ファシリテーションの基礎に関する知識・技術

## 資質

- 人権感覚・意識
- コミュニケーションマインド
- 幅広い視野、探求心、好奇心
- 積極性
- 共感性
- 発想転換につながる柔軟性・独創性等

参加型、体験型等の学習を取り入れるなど、学習形態を工夫する。

## 【生涯学習概論】

- 1.生涯学習の理念と施策
- 2.社会教育の意義と展開
- 3.生涯学習社会と家庭・学校・地域

## 【社会教育経営論】

- 1.社会教育行政と地域活性化
- 2.社会教育行政の経営戦略
- 3.学習課題の把握と広報戦略
- 4.社会教育における地域人材の育成
- 5.学習成果の評価と活用の実際
- 6.社会教育を推進する地域ネットワークの形成
- 7.社会教育施設の経営戦略

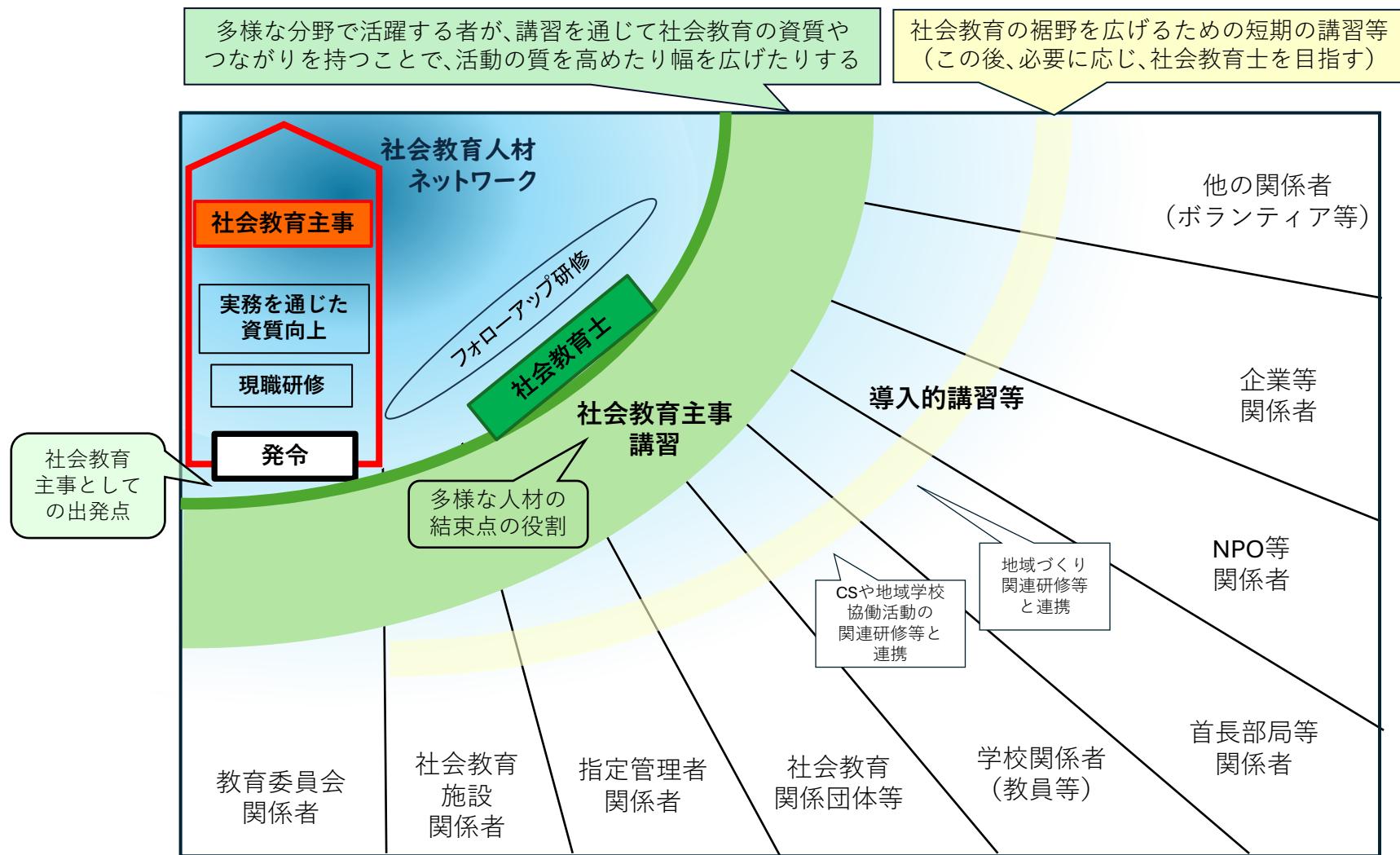
## 【生涯学習支援論】

- 1.学習支援に関する教育理論
- 2.効果的な学習支援方法
- 3.学習プログラムの編成
- 4.参加型学習の実際とファシリテーション技法

## 【社会教育演習】

- 1.社会教育に関する実践演習
- 2.社会教育に関する現場体験

# 社会教育主事講習と導入的講習等の関係イメージ



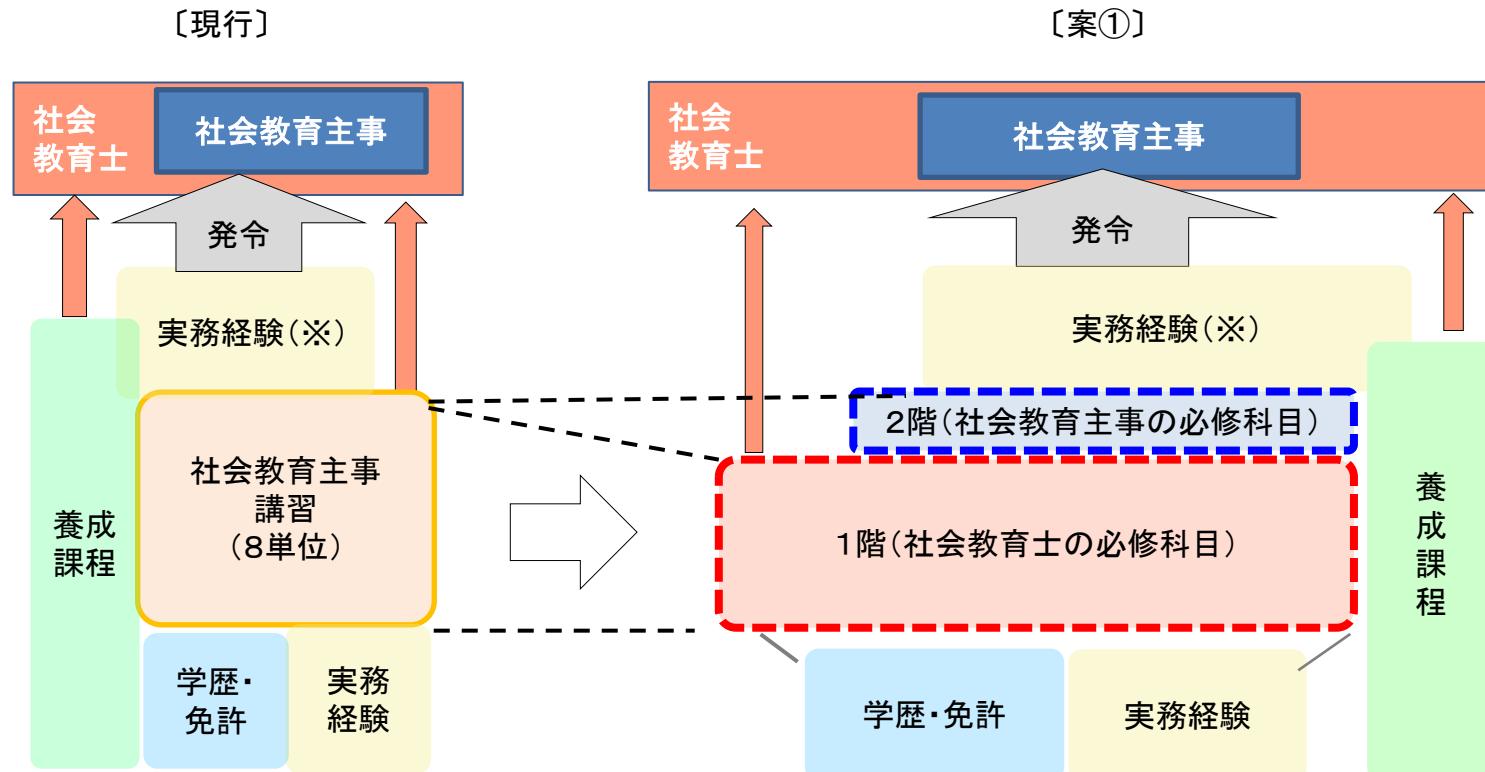
# 検討にあたって考慮すべき点

- (1)社会教育士にとっても社会教育行政に関する内容は一定程度必要であることを踏まえた上で、社会教育士にとって不要と考えられる(社会教育主事にとってのみ必要とされる)内容が、単位の削減につながる程度の分量か。
- (2)現行の講習内容は、社会教育主事のための講習であることを前提に検討されていたもの。今後、社会教育士として活躍する者(主事発令を想定しない者)が増加していくのみならず、社会教育主事をハブとした社会教育人材ネットワークを活用して社会教育の振興を図る体制において、社会教育士には重要な役割を果たすことが求められるようになる。  
これを踏まえた上で、社会教育士にとって講習において改善・充実を図るべき内容はないか。  
また、その内容は社会教育主事となる者が学ぶ必要はないか。
- (3)上記(1)(2)に加え、ネットワークのハブとなる社会教育主事は社会教育士でもある制度設計とする(更に主事発令を想定しない者と一緒に研修を受けられる状況ができるだけ確保する)との観点から、両者が同一の講習を受けることをどの程度重視すべきか。例えば、講習 자체を二階建てにするのではなく、講習は共通の内容のまま一階として、社会教育主事については現職研修等を二階とするような制度設計も考えられるか。
- (4)受講生の負担軽減の観点からは、講習の柔軟な提供方法(オンラインや土日・夜間開催の促進のほか、委嘱講習実施機関の増加など)を行ったり、実際の活動の単位認定を促進すること等を行った上で、さらに、単位数の削減まで行う必要があるか。

# 社会教育士の養成の枠組み（議論を踏まえた検討案①）

## 案①：社会教育士の称号取得の負担(単位数)軽減を重視する案

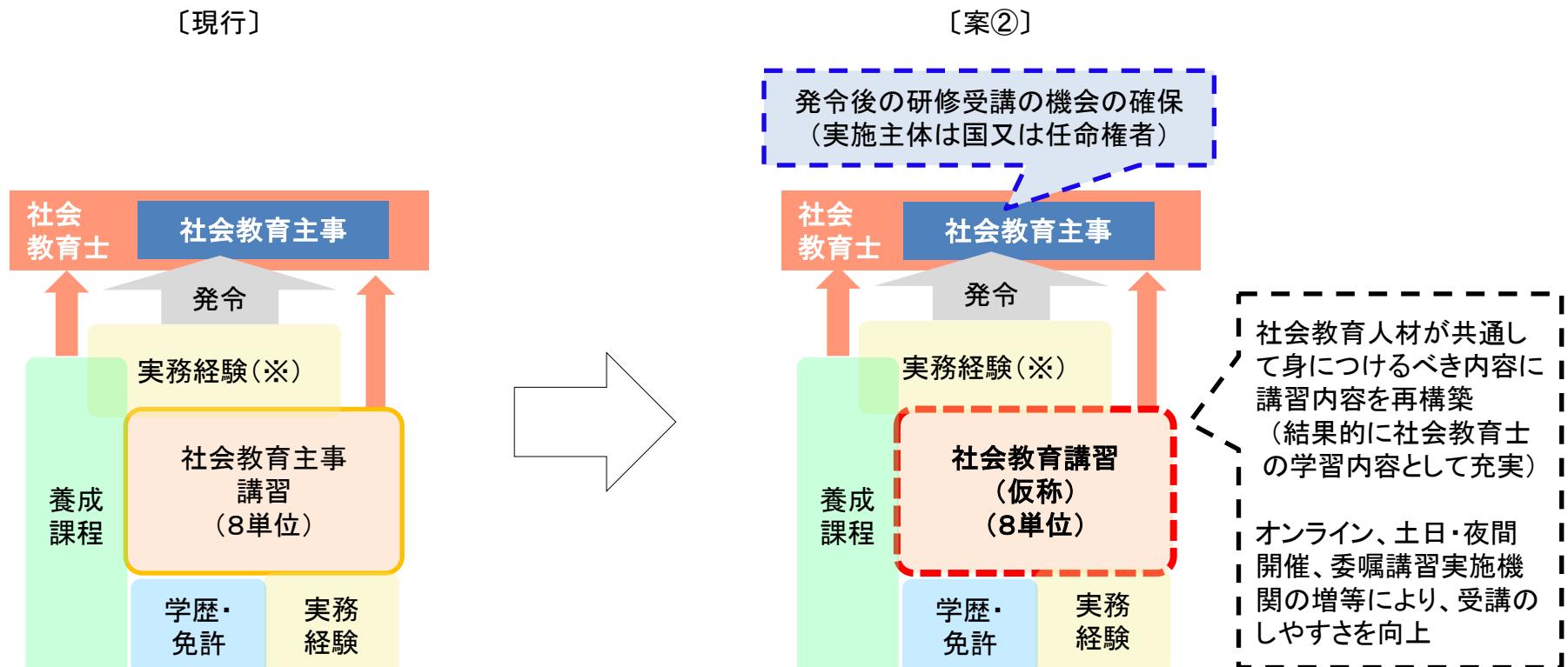
- ・社会教育士向け講習(専ら社会教育主事に必要な行政内部特有の内容等は省き、例えば6単位に軽減したもの)の上に、社会教育主事として必要な講習(例えば2単位)を上乗せして、「二階建て」とする。



※ 発令に必要な実務経験(社会教育法第9条の4各号で規定)は、講習との先後は問わない。

## 案②：社会教育士の学習内容の充実及びミスマッチの解消を重視する案

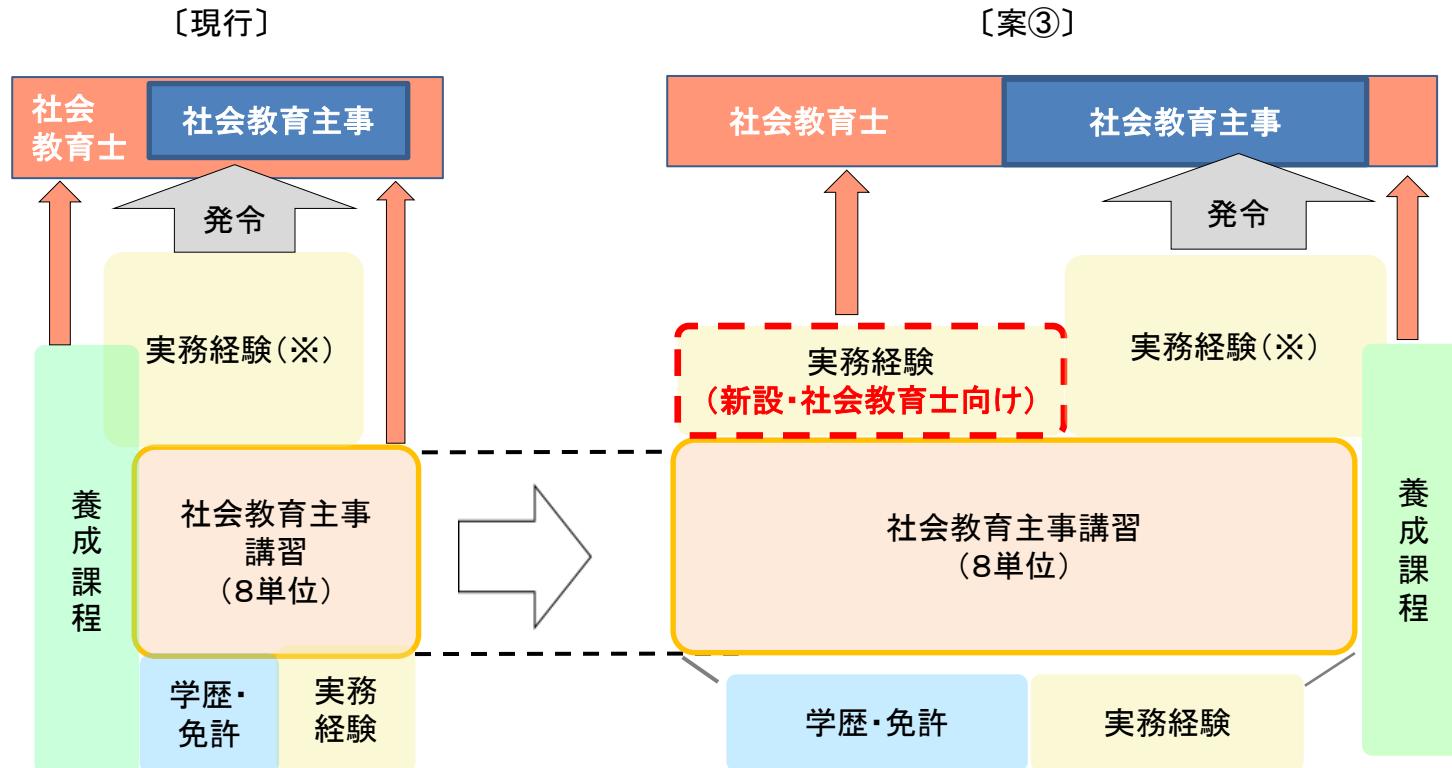
- ・講習の単位数は維持し、活躍の場に関わらず社会教育人材が共通して身につけるべき内容に講習内容を再構築。
- ・社会教育主事の専門性を身につけられるよう、発令後の研修受講の機会を確保。



※ 発令に必要な実務経験(社会教育法第9条の4各号で規定)は、講習との先後は問わない。

## 案③：社会教育士の称号発令にあたって、実務経験を重視する案

講習の受講に加え、社会教育士の称号取得に一定の実務経験を要件とする。  
 (実務経験は社会教育主任用資格とは別に規定。講習受講前の活動実績も算入可。)



※ 発令に必要な実務経験(社会教育法第9条の4各号で規定)は、講習との先後は問わない。

# 検討案の比較表

	案① <u>社会教育士の称号取得の負担(単位数)軽減を重視する案</u> 〔6単位+主事は更に2単位〕	案② <u>社会教育士の学習内容の充実及びミスマッチの解消を重視する案</u> 〔8単位+主事は発令後の研修を奨励〕	案③ <u>社会教育士の称号発令にあたって実務経験を重視する案</u> 〔8単位+実務経験要件を新設〕
社会教育士の称号の取得のしやすさ	オンライン、土日・夜間の開催、委嘱講習実施機関増の促進等に加え、単位数が軽減	オンライン、土日・夜間開催、委嘱講習実施機関増の促進等	オンライン、土日・夜間開催、委嘱講習実施機関増の促進等
社会教育士の専門性の向上	他の案より相対的に単位数が少ない	講習の内容を社会教育士向けに充実	講習の内容が同一であるため現状維持
社会教育士(のみ)を目指す層のニーズと講習内容のミスマッチ	社会教育主事だけに必要な内容の削減によりミスマッチを解消	講習の内容を社会教育士向けに充実することによりミスマッチを解消	講習の内容が同一であるため現状維持
社会教育主事としての専門性の確保	2階部分の学習で専門性を担保	主事の発令後の研修で専門性を担保 (法律上の規定とできるかは要検討)	実務経験を分けることにより専門性を担保
社会教育主事と社会教育士の相違の制度における表れ方	社会教育主事と社会教育士の相違が講習の単位数の違いとして明確	講習段階で求められる社会教育の専門性は社会教育主事と社会教育士で共通であり両者の相違は活躍の場所の違いとして整理	講習は同一だが実務経験の要件が相違
社会教育主事(社会教育士のネットワークのハブ的役割を担う)が、社会教育士でもあるとの制度設計	制度的には担保されるが、対象者別(社会教育士・社会教育主事)に講習が分化し、両者のつながりが弱くなる恐れあり	社会教育主事と社会教育士とで講習は同一	講習は同一だが実務経験の要件が相違
実践と省察の往還というプロセスの導入	現状維持	社会教育主事について発令後に研修受講を求める	社会教育士の称号付与の要件にも新たに実務経験を求める

# (参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 [2単位]	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習の理念と施策</li><li>・社会教育の意義と展開</li><li>・社会教育に関する法令</li><li>・社会教育主事・社会教育指導者の役割</li><li>・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等</li></ul>
生涯学習支援論 [2単位]	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"><li>・学習支援に関する教育理論</li><li>・効果的な学習支援方法</li><li>・学習プログラムの編成</li><li>・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等</li></ul>
社会教育経営論 [2単位]	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育行政と地域活性化</li><li>・社会教育行政の経営戦略</li><li>・学習課題の把握と広報戦略</li><li>・社会教育における地域人材の育成</li><li>・学習成果の評価と活用の実際</li><li>・社会教育を推進する地域ネットワークの形成</li><li>・社会教育施設の経営戦略 等</li></ul>
社会教育演習 [2単位]	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育に関する実践演習</li><li>・社会教育に関する現場体験 等</li></ul>
合計 8単位		12

# (参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

(参考)



【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 [4単位]	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の理念と施策</li> <li>・社会教育の意義と展開</li> <li>・社会教育に関する法令</li> <li>・社会教育主事・社会教育指導者の役割</li> <li>・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等</li> </ul>
生涯学習支援論 [4単位]	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援に関する教育理論</li> <li>・効果的な学習支援方法</li> <li>・学習プログラムの編成</li> <li>・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等</li> </ul>
社会教育経営論 [4単位]	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育行政と地域活性化</li> <li>・社会教育行政の経営戦略</li> <li>・学習課題の把握と広報戦略</li> <li>・社会教育における地域人材の育成</li> <li>・学習成果の評価と活用の実際</li> <li>・社会教育を推進する地域ネットワークの形成</li> <li>・社会教育施設の経営戦略 等</li> </ul>
社会教育特講 [8単位]	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化と社会教育</li> <li>・情報化と社会教育</li> <li>・高齢化と社会教育</li> <li>・多文化共生と社会教育</li> <li>・社会的包摂と社会教育</li> <li>・健康教育と社会教育</li> <li>・防災・防犯と社会教育</li> <li>・人権教育と社会教育</li> <li>・同和問題と社会教育</li> <li>・環境問題と社会教育</li> <li>・青少年健全育成と社会教育</li> <li>・キャリア教育と社会教育</li> <li>・貧困問題と社会教育</li> <li>・家庭教育と社会教育</li> <li>・男女共同参画と社会教育</li> <li>・社会福祉と社会教育</li> <li>・特別支援教育と社会教育</li> <li>・消費者教育と社会教育</li> <li>・文化芸術と社会教育</li> <li>・文化財保護と社会教育</li> <li>・生涯スポーツと社会教育</li> <li>・地域の歴史文化と社会教育</li> <li>・地域産業と社会教育</li> <li>・ボランティア活動と社会教育 等</li> </ul>
社会教育実習 [1単位]	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設等における実習</li> </ul>
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 [選択必修3単位]		<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習</li> <li>・社会教育施設等における実習</li> <li>・社会教育の課題に関する研究 等</li> </ul>
合計 24単位		